

令和 8 年第 2 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 1 5 日（月曜日）

○議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 1 5 日（月）午前 1 0 時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 3 5 号 尾鷲市監査委員条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 3 6 号 尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 3 7 号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 3 8 号 令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 6 | 議案第 3 9 号 工事請負契約について（尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事）
（質疑、委員会付託） |
| 日程第 7 | 一般質問 |

○出席議員（1 0 名）

1 番 小 川 公 明 議員	2 番 西 川 守 哉 議員
3 番 野 田 憲 司 議員	4 番 入 田 真 嘉 議員
5 番 佐々木 康 次 議員	6 番 中 井 勇 気 議員
7 番 南 靖 久 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 中 村 文 子 議員	1 0 番 西 野 雄 樹 議員

○欠席議員（0 名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君

会計管理者兼会計課長	小川隆子君
市長公室長	濱田一多朗君
市長公室調整監	下田義治君
総務人事課長	森本眞明君
財政課長	岩本功君
防災危機管理課長	山口修史君
税務課長	山本圭藏君
市民サービス課長	西村美克君
福祉保健課長	三鬼基史君
福祉保健課参事	丸田智則君
環境課長	神保崇君
商工観光事業推進課長	湯浅大紀君
水産農林事業推進課長	芝山有朋君
水産農林事業推進課参事	千種正則君
建設課長	塩津敦史君
建設課参事	上村元樹君
水道部長	大和秀成君
尾鷲総合病院事務長	竹平專作君
尾鷲総合病院総務課長	高濱宏之君
尾鷲総合病院医事課	松井真路君
教育長	出口隆久君
教育委員会教育総務課長	柳田幸嗣君
教育委員会学校教育課長	山本浩藏君
教育委員会文化・スポーツ振興課長	世古基次君
監査委員	西謙一君
監査委員事務局長	北村英之君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高芝豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱野敏明
議事・調査係書記	世古紋加

〔開議 午前 9時59分〕

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略いたします。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、7番、南靖久議員、8番、仲明議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第35号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」から日程第6、議案第39号「工事請負契約について（尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事）」までの計5議案を一括議題といたします。

ただいま議題の5議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） おはようございます。

議案第38号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」のうち、予算書の5ページにあります第2表債務負担行為補正について若干質疑を行いたいと思います。

今回、新図書館システム構築業務委託料として、令和9年度に向けて、5,959万1,000円計上をされております。それと、同じくシステム使用料として、令和9年度から14年度まで2,792万円。これは6年間になるのか5年間になるのか定かでないところなんですけれども。このような図書館の改築に向けて、システム改修をするということは、間違ったことではないように私は考えておりますけれども。

今回、私の経験上でいきますと、この6月定例会で債務負担行為としてこのような予算を計上されるということは全くもって初めての経験で、まれなことじゃないのかなという思いがしておりますし、恐らく、図書館につきましては来年の

秋以降のオープンになると思うのに、なぜこのように早く、6月定例会で、1年以上前に、債務負担行為を取らない行為に至ったのか、急ぐ必要があったのかという点がまず1点と、それと、システム使用料は分かるんですけども、今回、システム改築に5,700万円の何がしかの予算を計上したことについての、その中身の内訳について、お聞かせを願いたいと思います。

議長（小川公明議員） 文化・スポーツ振興課長。

教育委員会文化・スポーツ振興課長（世古基次君） それでは、御説明いたします。

まず、なぜこの時期の債務負担の要求になったかということでございますが、当初は、昨年度入札不調となりました体育文化会館及び中央公民館、こちらの耐震・長寿命化工事の工期に合わせまして、令和8年度中にシステム更新を行う予定でございましたが、当該工事が再入札となったことから、システム更新の時期が年度をまたぎまして、令和9年度の秋以降という形になりました。

そこからスケジュールを逆算いたしまして、システム構築等に少なくとも6か月以上の日数がかかるということと、納期が9年度に及ぶというところから、この時期に改めて見積りを再徴収した上で、債務負担という形で計上させていただいたものでございます。

なお、今回のシステム構築に係ります業務委託の大まかな内訳といたしましては、現行の図書館システムのほうが13年以上前のものを使っております、また、機器のほうも5年以上を超過して全面更新が必要なところであったところを、今回、図書館のリニューアルがございましたので、そこまで延長する形で使用しております。

そちらをリニューアルオープンに合わせまして、機器含めて一式のシステム更新が必要ということ及び新たな機能を追加することでサービスの向上と業務の効率化を図るために、従来、バーコード管理でしておりましたシステムをICタグ、こちらがより離れた状態でのデータのやり取りが強化されるということで、特に、貸出しの際ですとか、あと、蔵書の点検、こちらも従来のシステムですと、本を一冊一冊手に取って、バーコードを読み取るといったものが、今回、ICタグをつけることで、非接触な形で前を通るような形で蔵書点検ができるという大幅に業務が効率できるもの、そういった業務効率が図れるものに対して、地方債もデジタル活用推進事業債といったものも、有利な地方債が使えるということで、こちらの新しいシステムでの構築とさせていただきました。

そちらのハード部分に係る費用につきまして、おおむね3,000万円程度、

また、ソフトウェアの部分につきましては、１００万円以下ぐらいの見積りではございますが、既存のデータ移行等にさらに２，８００万円ほどの費用がかかりまして、こちらの標準的な見積額に基づいた金額が５，９５９万１，０００円となっております。

以上です。

議長（小川公明議員） ７番、南靖久議員。

７番（南靖久議員） 大体、この流れが分かったわけなんですけれども、先ほどサービスの向上ということで、利便性が図れるということなんですけれども、利用する市民の方々にどういった具体的な利便性が図られるのかという点、１点と、それと、もっと早い時期に議会に、審査じゃなしに、相談を受けて、意見を聴取した上で、本来、債務負担行為として予算計上されるべきものでないのかなというような、私は経験上、思いがするんですけれども、なぜ議会に相談もなしに予算計上をしたという点を最後でお聞きいたします。

あとはもう委員会のほうで議論は深めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（小川公明議員） 文化・スポーツ振興課長。

教育委員会文化・スポーツ振興課長（世古基次君） それでは御説明いたします。

市民サービスの向上の部分につきましては、ＩＣタグを使うことで非接触での手続が簡単にできるものですから、従来ですと、窓口で本を職員が一点一点チェックする形で貸出し処理を行っていましたが、今後は、自動貸出した自動の返却のような機械を導入することで、利用者の方が窓口で手続を行うか、自動機で手続を行うか、そういったところの利用が図れることで、待ち時間の短縮が図ることが可能でございます。

また、今回の予算計上でございますが、当時、債務負担行為補正ということで、予算審議の際に議会への説明をとの思いでございましたが、システム更新とはいえ、事業費も高額であったことから、議員おっしゃるとおり、より早い段階で、丁寧に議会に説明すべきであったと反省いたしております。申し訳ございませんでした。

議長（小川公明議員） よろしいですか。

７番（南靖久議員） はい。

議長（小川公明議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております5議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の5議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで5分間休憩いたします。再開は10時15分からといたします。

〔休憩 午前10時09分〕

〔再開 午前10時14分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、8番、仲明議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） おはようございます。

今回は、中学校部活動改革について質問をいたします。

令和4年12月定例会一般質問において、学校における働き方改革についての質問の中で、運動部活動の地域移行のための各種スポーツ指導員の確保、効果的な練習方法の導入と、時間短縮での部活動について質問をいたしました。地域移行については、部活動が教員の負担となっている、地域移行の受皿確保には多くの課題があると答弁をいただきました。

国は、休日の部活動の段階的な地域移行を2023年度から全国展開させ、3年後の2025年度末をめどとして改革を進めてきました。事の起こりは、2020年9月、スポーツ庁、文化庁から、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが発出され、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきであると明記され、休日の部活動の段階的な地域移行という歴史的大きな転換という方向性が示されました。その後、地域移行に関する検討会議が設置され、2022年6月に提言が提出されたことによります。

一方、部活動の地域展開等に関する法律は、スポーツ基本法には、中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保、第17条の2に、「地方公共団体は、中学校の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ」、中略、「中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とされております。

また、中央教育審議会の学習指導要領等の改善についての答申では、部活動が中学校教育において果たしてきた意義と役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要であると指摘し、これを受けて、現在の学習指導要領、総則には、配慮事項⑬には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」等が示されています。

さらに、これまでの改革推進期間中の地域移行の名称は、地域全体で関係者が連携して支えることの改革の理念をよりの確に表すため、地域展開と変更されています。

令和5年度からの尾鷲市教育ビジョンには、スポーツの推進の主な取組の中に、中学校の部活動の地域移行については、協議会を設置し、課題を整理したうえで、可能な種目から移行を進めますと記述され、令和8年3月策定の第2次尾鷲市スポーツ推進計画には、スポーツの競技力向上の中に、部活動が継続できる環境を整備することは重要であるから、学校における方針を第一としながらも、中略、関係機関との協議を行っていくとし、持続可能な運動部活動の在り方を模索する必要があると記述をされています。

まず、本市の運動部活動の現状の環境と、文部科学省が示している部活動の地域展開について、市長の見解をお聞きいたします。

また、令和5年度から7年度までの3年間の部活動改革に関する改革推進期間における本市の取組状況をお聞きします。

関係者との協議、連携、地域の実情の把握、推進体制の整備など、推進した事項をお聞きします。

壇上からは以上でございます。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、仲議員の御質問に対しまして、順次お答えさせてい

たきます。

まず、国が令和7年12月に策定したこのガイドライン、そして、令和8年度からの改革実行期間における地域展開、この方向性については、少子化が進む中で、子供たちの豊かなスポーツ・文化活動の機会を持続可能にするための重要な指針であると私自身は認識しております。

本市におきましても、この国の大きな方針を指針としつつ、地域の実情に応じた持続可能な改革に向けて、着実に対応を進めていく必要があると考えております。

しかし、尾鷲市において、少子化が急激に進行しております。そして、特にチームスポーツなどの団体競技において、単独校での部活動や地域クラブの結成自体が困難になりつつあるなど、深刻な現状となっております。

このようなプラットフォームとなる地域クラブの再生とか、あるいは専門的な指導者の確保といった面には、本市固有の様々な課題が存在しておりまして、学校現場の実態を注視しつつ、最適な進め方を慎重に見極めていく必要があると考えております。

そのため、全ての部活動を一律かつ急速に地域クラブへ完全移行させるのではなく、まずは条件の整った競技種目から段階的に地域展開の可能性を模索するとともに、当面は部活動指導員の活用や、複数校での連携の在り方も含め、様々な手法を視野に入れた地域連携の形を柔軟に組み合わせることなど、本市の実情に即した最適なステップを検討していくことが重要であると考えております。

次に、本市のこれまでの3年間、すなわち、議員おっしゃった令和5年度から令和7年度までの第1期といわれる改革推進期間においては、具体的な取組といたしましては、学校現場における部活動の加入状況、そして、活動実態の把握を進めてまいりました。

また、市内のスポーツ協会等へのアプローチを開始し、現在、どのような種目であれば、地域指導者の協力を得られるのか、プラットフォームとしての潜在能力がどの程度あるかについて、実態調査と分析を進めているところであります。

本市において、単独で新たな地域クラブを立ち上げ、将来にわたり安定した活動を継続できるだけの組織体制や運営を担う人材を確保できるかについては、その継続性も含めて、大変厳しい状況である実情が見えつつあるというところでございます。

この現状認識を踏まえまして、令和8年度からは要するに、新たなフェーズに

入った改革実行期間であります。そこにおいては拙速な地域移行は避けまして、まず、指導者の確保、そして、学校施設の活用、財政見通しなど、いわゆる人、物、金の各方面から十分に協議、検討を重ねた上で、地域スポーツとしての地盤を持続可能なものとできるように、本市の実情に即した現実的な手法を現在検討しております。

ただ、先ほどもおっしゃっていましたように、時間軸が国から定められております。新しいフェーズに入って、令和８年度から令和１０年度を要するに着手期間、最終的には令和１３年度には原則として確立しなきゃならない。その辺のところを十分踏まえながら、よりスピード感を持って臨みたいと考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員）　８番、仲議員。

８番（仲明議員）　市長の見解は受け取りました。冒頭から結論をいただいたような中身であったような感じがするけど、そこについては安心をしております。

改革推進期間のこの３年間は、私からとって、あまり進んでいないというような気はしております。しかし、推進期間であるからいいでしょう。しかしながら、既に市長も言われたように、ガイドラインが国から示されました。このことから、今後、次に進めたいと思います。

文部科学省では令和８年度から令和１３年度までの６年間で新たに改革実行期間と位置づけ、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進するとし、令和７年１２月にガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、改革実行期間における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、基本的な考え方や具体的な取組方針を示したもので、各地方公共団体においては、本ガイドラインに基づき、地域の実情等を踏まえながら、改革を進めていただきたいと記述をされています。

少し長くなりますが、改革の理念は、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠とし、地域全体で関係者が連携し支えることで、活動機会を保障することが必要としております。

基本的方針は、市区町村等が改革の責任主体となり、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進めることが重要とされております。

改革の留意事項には、生徒のニーズや実態の把握等を行った上で、協議会の設置や推進計画の策定等の体制整備・方針策定に取り組むこと、改革の方針を決定した場合には、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要であると示されています。

取組の類型は、学校部活動から地域クラブに展開する地域展開、そして、学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施する地域連携が示されています。

部活動の改革推進期間の3年間が経過し、既に8年度から改革実行期間に入り、本市では既に通達やガイドラインの理解を深め、円滑な推進に向けて取り組んでいると思料いたします。

本市の部活動の改革方針は、改革実行期間内に全ての学校部活動において、地域展開の実現を目指すのかお聞きをいたします。

また、関係機関との協議、協議会の設置、推進計画の策定や体制整備は進められているのかお聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） また結論を出すようでございますけれども、議員がおっしゃっています地域展開の実現を目指すのか云々という御質問に対しては、私自身は目指さなければならないと思っております。

それはなぜかと申しますと、まず第一に、子供たちのためなんです。2番目には、国からの縛り。まず3年間、次の3年間。もうこういうような状況の中で、やはり私は目指さなければならないと思っております。

ただ、要するに、ガイドラインあるいはロードマップをつくるに当たっては、この実現に向けては先ほど壇上で申し上げたとおりでございますして、まず最初は条件の整った種目から段階的に進めて、当面は部活動指導員の活用や、あるいは複数校連携、こういったことの多様な手法を柔軟に組み合わせたいと思います。

本市の実情に即した最適なステップを慎重に、まずは考えさせていただきたいと思っております。

そして、協議会の設置及び今後の本市における方針については、推進計画の策定に向けた具体的な取組、この件については、これまでも県中学校体育連盟関係者や、現場の校長会等で「部活動あり方委員会」、これを立ち上げて開催しております。

この委員会においては、まず、本市が直面している少子化や生徒数の減少という深刻な現状を踏まえて、この件についてはこの問題を踏まえた中で、三つのことを一応検討するという、協議するという話合い。

一つは、将来にわたり、子供たちが不利益を被ることのない持続可能な部活動の在り方。2番目に、地域移行から地域展開へ進めるに当たって、クリアにすべき本市固有の課題というものを抽出しなきゃならない。3番目に、指導者確保の問題。これが非常に大きな問題なんですけれども、こういったことについて、多角的な視点から協議し、意見交換を重ねている状況でございます。

今後におきましても、部活動のあり方検討委員会というのは現存しますから、その枠組みを継続して最大限に活用したいと、そして、これまでの議論の蓄積、あるいは関係各位と築き上げてきた緊密な連携、この成果をしっかりと土台に据えながら、本市の実情に適した現実的な計画の在り方について丁寧に検討していきたいと、このように思っております。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 地域の実情をしっかりと把握して、方針を決めるということになると思うんですけど、特に、学校関係者、教育関係、先生の意見、生徒の意見も、十分に聞き取るということが重要であるというふうに思います。

しかしながら、尾鷲市の実情を見ると、大変ハードルが高くて、厳しい状況がうかがえますが、市が改革の責任主体です。この市が策定しなければなりません。そういう意味では、慎重に方針を策定していただきたいと思います。

次に、中日新聞、ユースクによると、江南市では、地域クラブを直接運営する形で2025年度から試行。10種目を月2回、市内で展開。2026年度の2学期からは、今年度、正式に休日の活動が外部指導員による地域クラブ活動とし、活動回数も月最大4回に増えて、部活動では教員だった指導者が地域の指導者に任せることになるため謝礼などが必要で、参加者に1回500円の費用がかかるというふうに報じられています。1回500円なんです。また、自治体などを対象に文部科学省が2024年に実施した調査では、3,000円未満が8割強を占めた。このことから、同庁は休日の活動が週1回、月4日程度の場合、月1,000円から3,000円の参加費の目安を示していると報じられています。

ガイドラインでは、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、支援が必要と明記をされていますが、運営主体や実施主体により参加費負担の格差も考えられ、地域クラブ活動機会の格差が生じないように、市の財政支援が

必要であると思いますが、市長の見解をお聞きいたします。

議長（小川公明議員）　市長。

市長（加藤千速君）　議員がおっしゃった、一つの御紹介いただきました江南市の事例でございますんですけども、私は江南市と尾鷲市と比較したらどうなのかということをもとに調べました。

江南市というのは都市部、名古屋から20キロぐらいのところにあった、要するにベッドタウンで、人口が10万人弱。そして、尾鷲市と全然違うところは、生産者人口と高齢者人口の比率が、生産者人口が多いと。最近、人口動向はどうなっているのかというのをぱくっと言ひまして、すごい人口だったんですが、微減です。あるいは現状維持。今、人口減少で、微減あるいは現状維持といったら、なかなかのまちだと思っております。

そういうまちで、要するに、そういう先行事例としてやっていらっしゃるということについては、非常に羨ましい限りなんですけれども、その辺のところも十分考えていかなきゃならないなということは思っております。

御質問に対してなんですけれども、まず、国が示しております参加費の目安、これにつきましてはほかの自治体の動向について、我々としても十分理解しております。地域クラブ活動の運営に当たっては、議員おっしゃっておりますように、指導者への謝礼とか、あるいは施設利用料、これが発生します。

本市としましては、指導員への報償費をはじめとする運営費に対して、国、県から一部財源を頂戴します。この財源を活用しながら、公的な助成を行い、そして、個人負担の軽減に努めていると、こういう状況でございます。

しかし、これらだけで全ての経費を賄うというのは大変難しいです。地域展開を進める上で、一定の受益者負担というものをお願いすることは避けられないものと私は認識しております。

一方で、実際の運営経費、あるいは各御家庭に御負担いただく具体的な金額については、地域展開の形態とか競技特性というのも結構、やっぱりそれによってかなりの費用がかかるというような話も聞いていますので、先ほどの江南市のあれじゃないですけど、先行事例をもっと参考にしながら、プラットフォームとなる地域の関係団体とも緊密に協議を重ねながら、本市の実情に即した適正な在り方、これを模索しながら、着実に進めていく必要があると考えております。

そういった中で、家庭の経済状況によって子供たちの活動機会に格差が生じないよう、やはり配慮することは極めて私は重要なことであると思っております。

そのためにも、まずは各競技の具体的な活動形態、あるいは実際の所要額などの精査を引き続き進め、国や他自治体の動向、財政的措置の可能性も含めて、今後しっかりと検討してまいりたいと。

ただ、私自身、実は言いますと、令和８年度の組織編成において、生涯学習課を文化・スポーツ振興課、これに呼称変更しました。これは、呼称変更することとは、尾鷲市にとってやっぱりより文化・スポーツを盛んにしていこうという、こういう考え方がありますので、そのためにも多少の財政負担というのは、私自身は考えております。

以上です。

議長（小川公明議員） ８番、仲議員。

８番（仲明議員） ありがとうございます。市長の思いは伝わってきます。

重ねてお願いしたいのは、家庭の経済格差において、生徒がクラブ活動を断念しなければならない、このようなことがあってはなりません。あってはならない。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、本市の中学校、尾鷲中学校と輪内中学校の運動部活動についてお伺いをいたします。

各部活動種目と人数、参加者の全校割合をお聞きします。また、現在の運動部活動の平日、休日の顧問の配置や、競技経験者での指導が行われているのか、さらに、休日等の部活動指導員の配置について、学校教育課長にお聞きをします。分かる範囲で結構ですから、お願いします。

議長（小川公明議員） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（山本浩蔵君） それでは御説明いたします。

まず、尾鷲中学校及び輪内中学校における現在の運動部活動の各種目と人数等についてお答えいたします。

尾鷲中学校の運動部の所属人数につきましては、剣道が１１名、テニス、男子テニスと女子テニスを合わせて３８名、卓球が１９名、軟式野球が１９名、男子バスケットボールが２９名、女子バドミントンが２５名、バレーボールが１５名、陸上が４８名、水泳が１０名となっております。全校生徒に対する運動部活動への所属割合は８１％となっております。

次に、輪内中学校におきましては、剣道が１名、テニスが１３名となっており、全校生徒に対する運動部活動への所属割合は７４％となっております。

続きまして、競技経験者等の状況並びに平日及び休日における顧問の配置状況

についてお答えします。

まず、平日の指導体制についてですが、尾鷲中学校におきましては、陸上、バスケットボール、野球、テニス、剣道の五つの部で競技経験のある教員が指導に当たっております。また、水泳及びバレーボールにつきましては、部活動指導員を配置し、専門的な技術指導と安全管理を担っていただいております。

一方、輪内中学校におきましては、競技経験者である教員による指導は行われておらず、剣道につきまして部活動指導員を配置し、指導に当たっていただいております。

次に、休日の活動状況についてですが、両校とも部活動ガイドラインにのっとり活動を行っております。

尾鷲中学校におきましては、野球及びテニスを除く種目について、平日と同様、顧問教諭を配置して活動を行っております。野球及びテニスにつきましては、休日における地域展開が進められ、その枠組みの中で活動を実施いたしております。

輪内中学校におきましては、剣道は部活動を実施いたしており、テニスにつきましては、尾鷲中学校と同様に、地域展開の枠組みの中で活動を実施いたしております。

以上が本市中学校における運動部活動の状況であります。

議長（小川公明議員） 8 番、仲議員。

8 番（仲明議員） 尾鷲中学校には 81% という数字が出ておるということで、種目も自分が思っていたよりも多い。それで、地域展開もある一部では進められているというような状況が把握できました。また、部活動経験者も参加されておるということでは、一旦は安心しております。この環境をぜひ保っていただきたいと思うわけでございますが。

次に進みます。

三重県中学校体育連盟からの関係各位の通知では、令和 9 年度以降の全国中学校体育連盟と東海中学校体育連盟の全国・東海大会の一部競技を実施しないことの決定により、三重県中学校総合体育大会においても、水泳、ハンドボール、体操競技、新体操、相撲及びテニスは実施しないと決定をされています。

このように、急激な少子化が進む中、各種部活動の縮小、そして継続が困難となり、生徒たちの最大の目標である県の競技大会が一部実施されないことは残念であり、大会が再開されることを期待しております。

このような現状を見ると、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承するため

にも、部活動改革は着実に進めることが必要であり、本市の職務は非常に大きい
と思料いたしますが、教育長の考えをお聞きいたします。

議長（小川公明議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） それではお答えをいたします。

三重県中学校体育連盟が複数の競技において、三重県中学校総合体育大会を実施しないと決めたことにつきましては、日々厳しい練習に打ち込んできた生徒の
心情を察しますと大変残念であると、私もそういうふうに思います。大会出場と
いう目標は、生徒たちの日々の活動の大きな原動力でもあるわけです。

しかし、現実問題として、生徒数の減少による部活動の維持や大会運営の課題
は極めて大きくて、これらが大会見直しの根本的な要因になっているという厳し
い現状がございます。

本市といたしましては、こうした生徒数の減少に伴う現実的な課題を受け止め
た上で、学校という枠組みにとどまらず、子供たちが地域の中で多様なスポーツ
に親しみ、豊かな人間性を育むことができる生涯学習の観点や、地域全体で健全
なスポーツ環境を整え支えていく地域スポーツ振興の視点に立って、新たな環境
づくりを模索していく必要があります。

学校部活動がこれまで生徒の豊かな人間性や社会性を育む上で果たしてきた教
育的意義の大きさは計り知れないものがあるというふうに認識をしております。
この貴重な教育的意義を途絶えさせることなく、新たな地域活動の場へと確実に
引き継いでいかなければならないと思っています。

しかし、現在の学校現場におきましては、教員不足や学級数の減少による定数
減の影響などにより、全ての部活動に専門的な顧問を配置することは困難であり
ます。未経験の種目を指導する教員の負担や、生徒への技術指導の不足が課題と
なっておりまして、一部で配置している部活動指導員も、全種目をカバーするに
は至っておらず、今後の人材確保がとても大きな課題であるというふうに捉えて
おります。

そのため、教育委員会といたしましては、活動の教育的意義を高めるために、
今後さらに地域の競技団体や文化・スポーツ振興課等との連携を緊密に進めてま
いります。

今後とも、市民誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる持続可能な地域社会の
実現を見据えながら、本市としての部活動改革を着実に推進してまいります。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8 番、仲議員。

8 番（仲明議員） ありがとうございます。教育長の思いはよく分かりました。

ただ、中体連が今さっき私から説明したように、三重県体育大会を一部取りやめると、9 年度からというような通達の中で、やはり三重県中学校体育連盟（中体連）だけに任せておったという事実があるんじゃないかと。

三重県と三重県教育委員会がしっかりとてこ入れした上で、人材も派遣しながら、全国・東海大会がなかっても、三重県の大会があるような方法をやはり県に示していただきたい。このように思うんですけど。これは答弁、要りません、私の思いですから。そのような働きかけをぜひお願いしたいと思います。

熊本市では、令和 6 年 3 月、部活動改革検討委員会が、学校部活動には教育的意義があることや地域の受け皿の確保が見通せない状況であること等を踏まえ、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、本市の学校部活動は今後も継続させると答申し、これを受けて、答申を踏まえた検討を行い、市の方針を決定した。この事例は地域連携による学校部活動の継続と理解をされます。

改革の取組としては、生徒のニーズが高い競技種目や関係団体等の調整が整った競技種目から段階的に地域展開を進めることを示しつつ、当面、地域展開に至る全体の取組として、学校部活動の地域連携を進める方法、熊本市のような全ての学校部活動を地域連携で継続されることなどが考えられています。

本市では、地域クラブ活動の運営団体、各実施主体などの人材確保は極めて厳しい状況がうかがえます。部活動改革を進めるに当たり、関係団体との調整、協議や検討会との協議については、慎重に方針を策定することが重要であると思料いたしています。市長の見解をお聞きします。再度お聞きします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 部活動改革を着実に推進していく。もう改革をしていかなきゃならないわけなんですね、こういう実情でございますから。

したがって、地域のプラットフォームとなる関係団体との丁寧な調整とか、あるいは、協議会、検討会、これにおける多面的な議論を重ねていながら、本市の実情に即した方針を策定すること、これは、市といたしましては重要かつ不可欠なプロセスであると強く認識しております。

現在、尾鷲市においては、繰り返しになりますけれども、地域クラブの運営主体や指導者の確保など、解決すべき課題が山積しており、形だけの地域移行を拙

速に進めることは、やはり学校現場や地域に混乱を招くだけでなく、まず第一に、私、いつも思うんですけれども、子供たちの貴重な活動機会って、狭めちゃ駄目だと思っております。これが一番重要なことなんです。

しかし、ただ、この改革は単なる部活動だけの代替措置でとどまるんじゃないんだと。先ほども申しましたように、地域スポーツとか文化・スポーツ振興ということをお願いしたんですけれども、我々としては、スポーツ振興というものを一応掲げておまして、子供たちが学校の枠を超えて多様なスポーツに親しめる、その環境を再構築する大きな契機でもあると、私は捉えております。

そういった中で、結果的には、今後の持続的な方針策定に当たっては、学校現場の教職員の意見、あるいは実態を注視しつつ、スポーツ協会をはじめとする地域の競技団体、あるいは関係団体との間で、課題の整理と方向性の共有をより一層緊密に図っていく必要があると考えています。そして、地域スポーツを支える多様な人材や資源を有効に生かし、地域全体で子供たちのスポーツ環境を育む体制づくり、まず、やっぱりこれが基本だと思っております。これは不可欠であります。

今後、地域人材、部活動指導員の効果的な活用、さらには地域スポーツクラブなどとの連携、協働など、本市の実情に即した堅実な手法を慎重に模索し、関係者との丁寧な合意形成を図りながら、地域スポーツの持続的な発展を見据え、一步一步着実に、本市の部活動改革事業を前進させていただきたいと。

何度も申し上げますけど、時間軸が定められております。だから、令和10年末、あるいは13年末という、要するに時間軸が縛られております。こういう状況でありますので、もっとスピーディーに着実に進めていきたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） この件については、市長の思いというのは冒頭からずっと感じておりますけど。

例えば、例えばじゃなしに、厳しい言葉で言えば、市の実情に合わない方針の策定はあってはなりません。やはりきちっと見詰めて、本当にできるかどうかというのを見極めて、方針を立てると。それで、段階的に慎重に行った方針というのは、僕は重要であると思います。厳しい言葉で言えば、机上の空論は生徒にとって、教育的にも役に立たない。そのように申し上げておきます。

次に、地域クラブ活動を円滑に実施するには、地域の多様な人材から質、量と

もに十分な指導者を確保する必要が不可欠であります。学校部活動を継続する地域連携においても同様と考えられます。特に、平日の取組については、国は中間評価の段階で、改めて取組方針を策定するとしております。

このことから、平日、休日の共通の指導者の確保と指導の一貫性を確保する観点から、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要であるとされています。

教育長にお聞きします。

市内中学校教員の定員は充足されているのか。また、各部活動競技経験者を含めた教員の兼職兼業の確保は見込めるのか、お聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） それではお答えをいたします。

現在の市内中学校における教員の不足につきましては、病休、産休、育休等に伴う代替の臨時的任用教員の確保などが非常に困難な状況がありまして、学校現場では教職員が互いに業務をカバーし合いながら、ぎりぎりの体制で教育活動を維持しているというのが実情でございます。

一方で、正規教員で配置すべきところを講師で補っているところもございます。これまでには新規採用者の確保に重点を置いて、県に強く要望をしてきているところでございます。

このような状況におきまして、国のガイドラインが示す、指導を希望する教師の兼職兼業を促進することにつきましては、休日の指導力確保という観点からは一つの有効な手段であり、本市でも制度の整備を進めてきております。

しかし、十分な教員が充足されていない中、競技経験を持つ教員に対して、平日の教科指導等に加えて、休日も兼職兼業として部活動指導を担っていただくことを期待するのは、教員の心身の健康の保持、いわゆる働き方改革の観点から、慎重に考えるべきものというふうに考えております。

兼職兼業はあくまでも教員の自発的な意思に基づくものであり、兼職兼業を部活動地域展開の前提条件として見込むことは適切ではないというふうに思っております。教員の負担の軽減を考慮しつつ、地域人材の発掘と指導員制度の拡充を並行して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小川公明議員） 8 番、仲議員。

8 番（仲明議員） 教育長の言われることはごもっともだと思います。

今の教職員の現場が本当に休日に兼業兼職で地域クラブを担えるか。多分、これ、無理でしょうね。そう思います。教員が不足している状況の中で、運動部活動に関わる教員の兼業兼職を確保する、こんなことはできませんよ。

ガイドラインではそう書いています。だけど、とてもじゃないけど、東紀州の教員の不足状況を聞くと、無理だと思うんです。そうすると、教員の定数を充足させることが最も重要であると思います。それによって、また違った展開が期待されると思うんですけど。

もう一点、言うておきます。教職員の人事権、採用権。三重県ですよ。三重県の教育委員会ですよ。ここが僕は責任があると、このように思います。それだけ言って、次に進みます。

学校部活動を継続していくには、教師の指導者としての活動が必須である場合もございます。しかしながら、教師が充足していない状態では、兼業兼職は厳しく、遺憾であります。

4月26日、中日新聞に、「教員不足 悪循環を断ち切らねば」との見出しで社説がありました。公立の小中高校等の教員の欠員が昨年5月時点で3,827人に上ることが、文部科学省が3月に発表した調査結果で分かりました。4年前の前回調査の1.8倍に増え、教員不足に拍車がかかっていると。教員不足は第2次ベビーブームに合わせて大量採用された世代の退職に伴うもので、教員の出産や育児休暇が増え、代替の臨時任用教員の確保が追いついていないというものが主な要因と記述をされておりました。

これまでも教員の定数の充足については、私は何回か一般質問で取り上げてきました。本市においても、教員不足が解消されていないこの現状をどのように理解し、対応していくのか、市長の考えをお聞きいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） この話については、私も新聞報道でよく見かけ、よくネットなんかでいろいろ集めると、まさしく教員の確保というものが非常に困難な状況を背景としたものなんです。教員不足。これは一つの自治体、尾鷲市だけで解決するものじゃない、我々の努力だけでできるもんじゃないと思っております。協議会全体の深刻な課題であると受け止めております。

この前も教育委員会のほうから、教員の今の実態調査がどうなっているということをお私に、ヒアリングさせていただきました。確かに、不足しております。議員おっしゃるとおりです。

これをどうやって解決するのかと、こういう状況の中で。私自身は、やはり子供たちの育成というの。だから、特に1970年代、わんぱくでもいいからたくましく生きてほしい。私はこの精神なんです。これを子供たちにきちんと、やっぱりいろんなところでやってみたい。

そのために必要なのが、一番……。子供・子育ても大事なんです。それと同時に、教育現場における先生の、やっぱりきちんとした人材の確保というのは、私は非常に重要だと思います。

しかし、この件、この問題については、根本的に解決をしていくためには、まず第一に、国における教員定数の改善、あるいは処遇の抜本的な見直し、これが絶対必要です。

もう一つは、議員もおっしゃっていますように、教育委員会が現場を知って、どういう状況にあるかということを中心にきちんと見極めた中で、適正な配置、これをするということが不可欠である。

だから、私は今後とも、教育行政に明るい出口教育長と共に、引き続き国、県に対して、強く要望を行っていききたいと。

一方、お願いするわけじゃなくて、我々としてできることだってあるでしょう。だから、教員になりたい人、ここで働きたい人、この指に止まれというようなこともやっぱりいろいろときちんと、我々がPRしていかなきゃならない。それが私は「尾鷲育」だと思っているんです。

今、尾鷲市の豊かな自然や歴史文化、これを最大限に活用した「尾鷲育」、これを、取組をさらに磨き上げるとともに、教職員同士が互いに支え合える、安心した職場環境の構築を進めてまいりたいと。このように、地域資源を生かした魅力ある教育と教職員へのサポート体制、絶対必要だと思います。

そういうことで、一体となって進めることが優秀な人材の確保、ひいては持続可能な教育環境の整備につながるものと考えております。

以上です。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ありがとうございます。

このことに関して、一つ、新聞紙上のことでお話しさせていただきますけど。4月13日に東洋経済、ウェブで、茨城県が臨時教員の9割を正規教員に転換すると。これは教員採用改革と言われているそうです、茨城県では。約1,600人削減して、2032年度までに臨時的任用教員を約1,600人削減して、正

規教員へと転換すると。県自体でそのような話はもう全部出てきておるんですね。教員採用改革ですよ。市ではそういう話はまだ出ていないんですよ。県ではそういう話が出ています。

僕、今までずっと見ておって、東紀州の県のあれがやっぱり弱いんじゃないかな。教員だけじゃなしに、いろんな面で、やっぱり支援が弱いんじゃないかというふうに思っています。特に教育では、担任が不在というようなことが絶対あってはいけないんですね。年間を通して、担任が不在なんていうことはあってはいけない。尾鷲市はないと思うんですけど、そういうところもあるらしいです。

そういうことを考えると、「教育は百年の計」と言いますが、やはりここら辺を注視しながら、前を向いて行ってほしいと。市長は尾鷲育を進めると言いながらも、それは結構なんですけど、市長にお願いしたいのは、東紀州の教育を守るためにぜひ教職員の定数が充足されるよう、市長自ら動いてください。三重県に、県教委に。

今までずーっとおざなりになっていました。これは市長がやっぱり動いてくださいよ。そういうことで、それによって中学校運動部活動が維持、継続できると、このような思いがあるために言っておるんです。

最後に、市長、答弁いただきたいです。

議長（小川公明議員）　市長。

市長（加藤千速君）　実態を把握していますと……。ただ、三重県なら三重県だけに限っていきましょう。県の教職員が今どういう年代層で、どういう配置になっているかと。僕、バランスって非常に重要だと思っているんです。

これ、常に教育長とも話しているんですけども、そういう実態で。要するに、特に東紀州2市3町と会えば、どこの首長とも聞いていますと。だから、昨日、おとといも、土曜日の日も、待ち合わせでいろんな、そんな話ばかりです。

だから、本当に東紀州というものを、県の中の東紀州というのは尾鷲だけじゃなしに、東紀州でどうなのかというような話もきちんと煮詰めていながら、県への要望というのはきちんとやっていきたいと。

これはやはりほかの首長と一緒にどんと行けば、1市でやるよりも2市3町できちんと考え方をまとめて、要望活動をしていくことも非常に重要だと思いますので、それをやっていきたいと思っております。

議長（小川公明議員）　8番、仲議員。

8番（仲明議員）　どうもありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

議長（小川公明議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日１６日火曜日午前１０時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前１１時０７分〕

地方自治法第１２３条第２項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 南 靖 久

署 名 議 員 仲 明